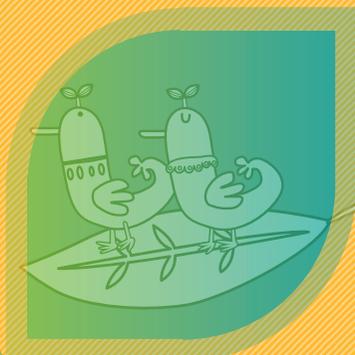


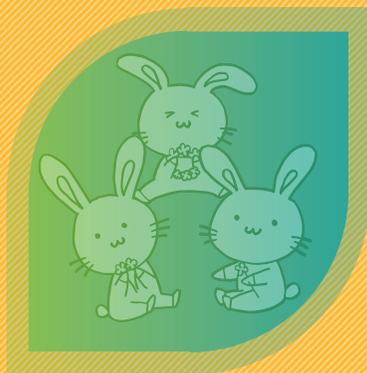
高校生のための福祉教育読本



philosophy of well-being

ともに生きる

「福祉の理念」編



社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会

はじめに

～鳥取県で学ぶ高校生のあなたへ～

鳥取県社会福祉協議会では「福祉教育」のための読本・テキストとして「ともに生きる」シリーズを発行してきました。学校現場での活用を目的に、中学生版（2005年）、小学生版（2006年）、教師版（2008年）の3冊があります。また、地域社会での活用や福祉教育・福祉学習の普及を目的に、地域版（2010年）、ハンドブック（2012年）、ヒント集（2013年）、事例集（2014年）の4冊があります。この高校生版は「ともに生きる」シリーズ8冊目となります。小・中学生の頃に、小学生版・中学生版に触れたことがあるという高校生が、今この冊子をご覧になっているかもしれません。

「福祉教育」と聞くと福祉制度のことを扱った学習だと思われるかもしれませんが、たしかに、福祉教育には福祉制度を学んだり、福祉の対象となっている方々との交流を通じた活動なども含まれますが、それがすべてではありません。鳥取県内では古くから学校教育の場で「福祉教育」が行われてきました。「福祉教育」は社会福祉の問題に触れることを通じて、その問題を解決していくための実践力を身につけるものです。具体的にその一歩として「福祉の心」を育てる活動が重要だと考えます。

今、「福祉の心」をもって地域の福祉の問題の解決に向けた実践力を高めていくことが必要です。わたしたちが暮らす鳥取県では、人口減少や少子高齢化が叫ばれていますが、都市からの移住者の増加や「田園回帰」の現象も注目されています。そのなかでも重要なことは持続可能な地域や社会の確立です。人の動きがどのように変化したとしても、この鳥取県で暮らし続ける人がいます。高齢者や障がいのある人のなかには、自由に移動ができないこともあります。豊かな生活や社会を実現するためには、その土地で生まれ、育ち、学び、働き、暮らし、そして老いるために、安心で安全な生活がきちんと保障されることだといえます。それは、まさに「福祉」の実現です。

高校生であるみなさんのなかには、教師、保育士、介護福祉士、看護師など、教育や福祉、医療・保健の世界で働きたいと思っている人もあるでしょう。この読本はそのような進路を志している・いないに関わりなく、広くこの鳥取県で学ぶ高校生のみなさんに読んでいただければと思います。将来どのような職に就かれても、「福祉の心」を持ち続けて活躍されることを期待します。

福祉の原点・鳥取県

わたしたちが暮らす鳥取県。この土地は、歴史的にも「福祉」の世界と縁が深い地域です。まず、神話の世界から紹介します。

①本牟都和気命と「鳥取」の語源

「鳥取」という言葉の由来は、わが国の歴史書『古事記』『日本書紀』に登場します。垂仁天皇（第11代天皇）の第一皇子である本牟都（智和気命（日本書紀では「誉津別命」とも表記される）は、『古事記』『日本書紀』によると、胸先まで長い髭が伸びる姿で、30歳になっても言葉を発しなかったとされています（注一古事記と日本書紀では、記述内容に若干の相違があります）。このことから、この皇子には言語障がいがあったのではないかとわれています。

ある日、天皇の御前で空を飛んでいく「鶴」（白鳥ではないかと推測）を見た皇子は「あれは何だ？」と初めて言葉を発したそうです。天皇は皇子が言葉を発したことを喜び、臣下にその鳥を追わせました。鳥を追いかけた臣下は、この山陰の地でその鳥を捕獲して天皇に献上したところ、褒美として「鳥取」の姓を与えられました。以後、その一族が「鳥取部」と名乗り、この山陰の地で水辺に集う鳥などを狩猟して暮らしたとのこと。



米子市の水鳥公園には毎年コハクチョウが
越冬のために飛来してきます

このように、「鳥取」の語源の背景には、本牟都和気命の存在があったとされています。

② 「いなばのしろうさぎ」は医療の始まり

鳥取市の^{はくと}白兔海岸は「いなばのしろうさぎ」の神話の地として知られています。「いなばのしろうさぎ」の話は、『古事記』のなかでは「^{いなばのしろ}稲羽之素菟」として登場します。この話では、^{わに}和邇に毛を剥された^{うさぎ}兎は、^{おおくにぬしのみこと}大国主命(古事記では「^{おおなむちのかみ}大穴牟遲神」)の言葉のとおり^{がま}真水で体を洗って^{みたらしいけ}蒲の穂にくるまって傷が癒されたとされています。

この逸話から、「いなばのしろうさぎ」はわが国最初の医療であるとされ、海岸の側にある白兔神社は古くから皮膚病や火傷に効くと信仰されてきました。今も、白兔神社には兎がその体を洗ったとされる^{みたらしいけ}御身洗池が存在しています。

神話のなかから「福祉」に関わる話を紹介しました。その舞台がわたしたちが暮らすこの鳥取県の地であることは、ここで福祉を学ぶ人にはぜひ知っておいて欲しいことです。そして、鳥取県と福祉の話は神話だけでは留まりません。



鳥取市の神話の地・白兔海岸には白兔神社があります
(写真右手後方)

③わが国の保育所の原点「農繁期託児所」

わが国で農業が盛んだった頃、全国各地で「農繁期託児所」と呼ばれる子どもの保育施設が農村部に設けられていました。田植えや稲刈りなど、農繁期の時期に農家の子どもの世話をを行うため、特に寺社などで農繁期託児所が設けられて農業を行う家庭を支えていました。この農繁期託児所は、わが国の保育施設つまり今でいう「保育所」の原点として理解されています。

鳥取県では 1890 年、現在の鳥取市下味野の地に^{しもあじの} 寛 ^{かけひ} 雄平 ^{ゆうへい} (1842 ~ 1916 年) が「下味野子供預かり所」を開設しました。これが、わが国の保育事業（保育所）の発祥の地であるという見方もあります。



鳥取市下味野地区に残されている
「保育事業発祥の地」の石碑

「福祉」の考え方

鳥取県が進めている「あいサポート」運動をご存知ですか？

これは、2009年に鳥取県が創設した「障がい者サポーター」の愛称です。

「あいサポート」運動では、障がいに関する講演会や研修会、イベント等に参加して説明を受けることで「あいサポートバッジ」の交付が受けられます。サポーターは図のようなシンボルのバッジを身につけ、様々な障がいの特性、障がいのある人が困っていること、障がいのある人への必要な配慮などを理解し、障がいのある人の手助けを積極的に行います。鳥取県発のこの運動は、全国各地の自治体に連携の形で広がっています。



このシンボルには、障がいのある人を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現されています。白のハートは、障がいのある人を支える「サポーター (Supporter)」の「S」を意味します。そして、「橙色 (だいたいいろ)」には鳥取県出身でわが国の障がい福祉に大きく貢献したある人物の言葉が関わっています。その人物が残した「この子らを世の光に」という言葉の「光」「温かさ」が、「代々 (だいたい)」受け継がれていくことで、障がいの有無にかかわらず「ともに生きる」社会が実現されることが期待されています。

では、その人物に迫ってみましょう。

①鳥取県が生んだ「障がい福祉の父」

戦後、わが国で「知的障がい児の父」「障がい福祉の父」などと呼ばれた人物として、糸賀一雄 (1914～1968年) がいます。

糸賀は鳥取県の出身です。幼少期を鳥取県内で過ごし、日進尋常小学校 (鳥取市)、義方尋常小学校 (米子市)、鳥取第二中学校 (現：県立鳥取東高等学校) で学びました。その後、松江高等学校 (現：島根大学)、京

都帝国大学（現：京都大学）に進学し、小学校の代用教員を経て滋賀県庁の職員になります。若くして県知事に認められ、要職に抜擢される期待の存在でした。1945年に終戦を迎え、糸賀は翌1946年11月に滋賀県大津市に「近江学園」という子どもの施設を池田太郎・田村一二とともに創設します（この施設は、今でいう「児童養護施設」と「障害児入所施設」を統合したイメージです）。

糸賀は近江学園の園長として、戦後の混乱のなかで社会問題となっていた戦争孤児や浮浪児、そして知的障がい児の保護・養育に努めました。そして、近江学園での実践を社会に発信することを通じて、わが国の障がい児福祉や教育の発展に貢献し、今なお高い評価を得ています。その糸賀が残した有名な言葉に、「この子らを世の光に」という言葉があります。

糸賀の「この子らを世の光に」の言葉は、それまでの福祉に対する考えを大きく変えるものでした。戦後の福祉は、慈善的・恩恵的な形で進められていましたが、そこには「障がい＝何も出来ない、不幸」という国民の意識が強く反映していました。そのため、障がいのある子どもの発達の可能性は否定され、学校教育では「就学猶予・免除」により義務教育自体が受けられない時代が長く続きました。しかし、近江学園をはじめとして糸賀が作った施設では、障がいの重い子どもの発達の可能性や、人間発達の道筋は障がいの有無にかかわらず共通することなど、新たな人間観や障がいに対する考え方が深められていきます。このような施設の活動や子どもの様子を通じて、「障がいが高くてもその人なりの自己実現の姿がある」「どんなに障がいが高くても発達の可能性がある」ことが確認されていきました。

糸賀は、そのような障がいのある人を、この世を照らす「光」に例えます。障がいのある人に光を当ててあげるような福祉ではなく、障がいのある人自身が光そのものであり、その光の輝きが増すようにより磨きをかけることが本来の福祉の務めであることを訴えました。それを、「この子ら



糸賀一雄（写真中央）
写真提供：社会福祉法人大木会

「に世の光を」ではなく「この子らを世の光に」という言葉で表現したのです。「に」と「を」の助詞の位置を入れ替えることで、言葉の意味は180度異なります。この糸賀の言葉は、全国の福祉関係者をはじめとして、多くの人々に影響を与えることになりました。

②「福祉」の意味

糸賀は、「基本的な人権の尊重ということがいわれる。しかしその根本には、一人ひとりの個人の尊重ということがある。お互いの生命と自由を大切にすることである。それは人権として法律的な保護をする以前のものである。共感と連帯の生活感情に裏づけられていなければならないものである。」と福祉の意味について述べています。

「福祉」は高齢者や障がい者などの社会的に弱い立場にある人を支えるための制度だけを意味するものではありません。日本国憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という「生存権」を規定し、生存権を保障する政策として「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」の実現を国に求めています。「すべて国民は…」という言葉が表しているように、すべての国民を社会福祉の対象としているわけです。子どもも大人もまた社会福祉の対象であることが確認できます。

そして、日本国憲法第13条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」という「幸福追求権」も規定しています。わたしたち一人ひとりが願う幸福、それを実現するための支えが、社会福祉の取組みになります。つまり、福祉制度は、ありとあらゆる人が「幸せになるため」の公的な支援システムということになります。

もともと、「福祉」という言葉で使われる「福」「祉」の漢字には、いずれも「幸福」という意味が含まれています。「福祉」に対して、「弱い人に〇〇してあげる」という慈善的な見方をする場合があります。確かに歴史

的にはそのような見方をした時代もあったわけですが、本来の福祉はみんなが「幸せになるため」の支援なのです。そして、高齢者・障がいのある人・子どもなどが「困っているだろうから助けてあげる」という考えではなく、その人が「幸せになるために何を願っているのか？希望しているのか？」という発想が必要になっています。糸賀の「この子らを世の光に」という言葉には慈善的な福祉ではなく、国民一人ひとりを主人公とした真の福祉の実現を求めるメッセージが込められています。このように、「福祉」とはわたしたちにとってまさに他人事ではなく自分自身の問題であることに気づきます。糸賀の言葉のように、自分や自分以外のすべての人々がお互いに大切にされ、そして誰もが幸せになるために「福祉」が存在していることを理解していきましょう。

読んでみよう！

- ・ 糸賀一雄『福祉の思想』NHK出版、1968年
- ・ 糸賀一雄『この子らを世の光に～近江学園二十年の願い～（復刻版）』NHK出版、2003年
- ・ 糸賀一雄（國本真吾編）『ミットレーベン～故郷・鳥取での最期の講義～』第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会実行委員会、2014年（鳥取県障がい福祉課HPからダウンロードできます）。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/973095/mitleben.pdf>

- ・ 高谷清『異質の光～糸賀一雄の魂と思想～』大月書店、2005年

新しい「福祉」の考え

「福祉」とは何かを考えるにあたって、実際に行われている福祉制度がどのように運用されているかを知ることが大切です。しかし、ただ制度を知るだけではなく、その背景にある考え方にも着目してみましょう。

①ソーシャル・インクルージョンの発想

「福祉」は、わたしたちにとって身近な問題であるにもかかわらず、どこか特別なもののように感じる人も多いと思います。はたして、福祉は特別なものでしょうか？前章で触れたように、そもそも「福祉」という言葉には「しあわせ」という意味が込められています。幸せであることを望むことは、わたしたちにとって権利であり、誰にでも保障されなければなりません。わが国の福祉制度では、高齢者、障がい者、子ども、母子などの対象者が設定され、その人たちに対する支援が「社会福祉」として理解されています。

しかし、本来の「社会福祉」は対象者を限定したものではなく、日本国憲法にもあるように「すべての国民」に向けられたものです。わたしたちは、現在の福祉制度では十分に支えることが難しい人々の問題も、見過ごすことはできません。例えば、ホームレス、ワーキングプア、虐待、貧困、自死（自殺）、依存症など、社会問題としても認知されている様々な状態にある人が身近なところにも存在しています。近年、このような経済的・精神的な困難さから社会から孤立したり排除されている人も多くなっています。そのような人々は福祉制度の対象から外れ、公的な支援が届かないことが多く、NPO 活動やボランティアなどの努力によって支えられているのが実態です。

福祉制度の対象となる人々を、仮に「困っている人」「困難を抱える人」とするならば、様々な理由から困難さを抱える人は制度の枠を超えて、すべての人々へと拡大されていくこととなるでしょう。近年の福祉の理念である「ソーシャル・インクルージョン」（社会的包摂^{ほうせつ}）とは、まさにこの

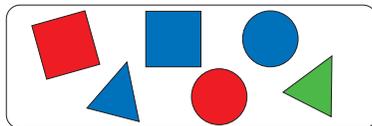
ようなことであり、忘れられた人がいない誰もがあたたかく包まれた社会づくりが求められています。

すべての国民を対象とした「福祉」は、国民一人ひとりが願う幸せの実現に向けて、その応援や具体的な支援を行う営みであるといえます。その意味から考えると、福祉を限定的に考える

のではなく、すべての国民が幸せに暮らすための手段としてとらえることが必要でしょう。制度としての社会福祉は、高齢者や障がい者、子どもや女性などの対象者が明確にされていますが、その谷間に隠れている問題や新たな対象者を位置付けていくことが求められます。真の意味の「福祉」の実現に向け、福祉がすべての国民に開かれているものと理解したうえで、わたしたちの社会を見ていきましょう。

ソーシャル・インクルージョン

すべての人々を、孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う社会の構築を目指した理念



社会のなかには、あらゆる形(福祉の対象である高齢者・障がい者・子ども・ひとり親家庭に限らず、支援を要する様々な人々)が存在し、それらがあたたかく包まれることが大切

② 「障がい」や「困難さ」は環境が生む

「ソーシャル・インクルージョン」という誰もがあたたかく包まれた社会づくりを考えた場合、先ほど挙げたホームレス、ワーキングプア、虐待、貧困、自死(自殺)、依存症などの社会問題を単に個人の問題としてとらえてよいのでしょうか。

近年、「セルフネグレクト」(自己放任)と表現される問題があります。これは、自分自身に関心が無くなり、日常の生活がおろそかになり、また人間関係を自ら拒否してしまうなど、生きることや生活することが投げやりの状態になってしまうことです。孤独死や自死などのなかには、この「セルフネグレクト」が背景にあるケースもあることが近年指摘されています。マスコミなどでも取上げられますが、住宅街のなかで「ゴミ屋敷」

と称される家に暮らす人がいます。近所から苦情が出たり、行政も強制撤去に踏み切ったりなど、「ゴミ屋敷」で暮らす人を「厄介者」のように扱うことも少なくありません。

しかし、なぜ「ゴミ屋敷」になってしまったのか、そこには理由が存在するはずで、ゴミが片づけられずに放置されたのは個人の問題、と簡単に理解してはいけません。例えば、失業を繰り返す、家族や親戚からも阻害され、自らの人生を否定したり将来を悲観するなかで自暴自棄になり、そして人間関係を断ち切っていった結果、自分の生活が崩れて「ゴミ屋敷」になったとするとどうでしょうか。「ゴミ屋敷」は周囲の住民にとっては「困った」ものであったとしても、そこで暮らす人には「支え」が必要な状態、つまり「困っている」問題があることを示すものだと考えられます。見方を変えることで、何が本当の問題なのかが見えてくるところに「福祉」の可能性や必要性が存在しているといえます。

同じように、見方を変えることが求められるものとして「障がい」があります。身体・知的・精神などの障がいのある人には、医学的に身体のある部位が欠損していたり上手く機能しなかったりという状態はあります。しかし、その状態のままであっても、生きやすさや暮らしやすさが感じられる社会であるかどうかが問われています。わが国の「障害者基本法」という法律では、障がい者は「心身の機能の障害」があるとともに、「社会的障壁」によって日常生活や社会生活を送る上で相当な制限を継続的に受けている状態にあることを指摘しています。日常生活や社会生活の制限の例をすべて紹介することは難しいですが、一つの例を紹介しましょう。

よく、街中の段差をなくしたりするバリアフリー化や、誰もが使いやすいように物事を設計しようというユニバーサルデザインなどが推し進められていますが、車いす



社会的障壁は街中だけの問題ではありません。他にどのような事例が考えられるか探ってみましょう。

が利用できるスロープやエレベーターなどを設置すれば、それで障がいのある人の「困難さ」は解決するのでしょうか。スロープの前に車や自転車が駐車されていたり、エレベーターの電源が入れられてなかったりすれば、別の「困難さ」がそこで生じます。このような困難さは、障がいがあることで生じるものではなく、周囲や社会の在り方が生み出す「バリア」や「障がい」だといえます。「社会的障壁」とはこのようなことを意味します。

周囲や社会の在り方に、本当の意味で障がいのある人をあたたかく包み込む発想があれば、身体の機能の不自由さがあっても生活上の不自由さは生じないのではないでしょうか。「障がい」を不自由さのある個人にあるのではなく、社会の側が生み出すものとしてとらえていくことが求められています。

③ 「ふ・く・し」とは

ここで、「福祉」という言葉や実践を簡単にまとめてみましょう。

対象者は制度としては限定されていますが、本来はすべて国民を対象としていることが日本国憲法の理念からも確認しました。また、単に「困った」「困っている」人を支えることがすべてではなく、様々な事情から支援を必要としている人がどのように生きたい、生活したいかという一人ひとりの願いに注目し、それを実現するための支えが求められます。本書は、その願いを「幸福」「しあわせ」などの表現を用いましたが、「自己実現」という表現に置き換えることもできるでしょう。

実際の福祉現場では、移動介助や訓練、施設入所や通所など様々な福祉サービスが行われています。しかし、そのようなサービスがただ与えられたり使うだけで、人々の「しあわせ」は実現されていくのでしょうか。

地震や津波、豪雨や火山の噴火など未曾有^{みそご}の災害により、今までの生活が奪われてしまった人がいます。長年住み慣れた家が被害にあい、土地や財産、そして家族までも奪われた人もいます。それに対して、住宅の再建や生活維持のための物的あるいは経済的な支援が行われたとしても、奪われた家族や思い出まで取り戻すことは出来ないのです。それは、「福祉」

の在り方にもいえることです。ただ制度を充実させて、様々な福祉サービスが利用できるようにするだけで、福祉の目的は達成されるのでしょうか。肝心なことは、それらの福祉サービスも使いながら、どのような生き方や生活がしたいと一人ひとりが望んでいるかということです。

福祉制度を充実させよう、介護や支援、保育の質を高めようとする 것도必要です。それとともに、福祉は本来何のために行うものか、その目的を失ったり忘れてたりしてはいけません。その際、覚えておいて欲しいことは、「福祉」とは「**ふだんの、くらしの、しあわせ**」を実現していく営みであるということです。

人々が願う、普通の生活のなかであたり前のことがあたり前に保障されることが、福祉が果たす役割になります。

わたしたちの身近なところでも、貧困問題が様々なところで話題になります。十分に教育が受けられない、ご飯が満足に食べられない、医療が受けられない、生活を維持することが難しいなど、子どもから

高齢者にわたるすべての世代で「貧困」の問題が見られています。あたり前の生活が安心して安全に保障されない、または保障されにくいなかで、経済的な貧困とともに精神的な貧困も生じています。虐待や「セルフネグレクト」はその一例です。

「福祉」の実現は、決して特別なことを行うことではなく、あたり前のことがあたり前に保障されること、つまり「ふだんの、くらしの、しあわせ」を実現することに他なりません。誰もが自分が暮らす地域や社会から孤立したり排除される形ではなく、あたたかく包み込まれている「ソーシャル・インクルージョン」の社会の実現が不可欠です。そのために、あなたなら何が出来るのか、ぜひ考えてみてください。



知っておこう！ 認知症

認知症とは

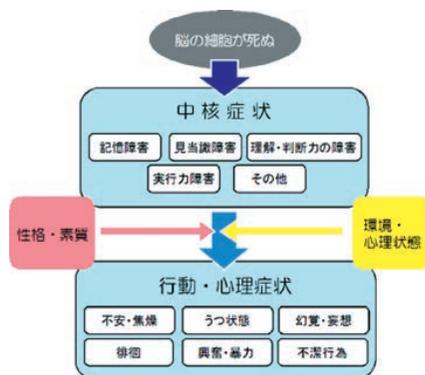
認知症とは、様々な原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために障がいが起こり、生活上の支障が出ている状態のことをいいます。

認知症を引き起こす病気のうち、もっとも多いのは脳の神経細胞がゆっくりと死んでいく「変性疾患」と呼ばれる病気です。アルツハイマー型認知症、前頭・側頭型認知症、レビー小体型認知症などがこれにあたります。続いて多いのが脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などのために、神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり、その結果その部分の神経細胞が死んだり、神経回路が壊れてしまう脳血管性認知症です。

脳の細胞が壊れることによって直接起こる症状が記憶障害、見当識障害、理解・判断力の低下、実行機能の低下など中核症状と呼ばれるものです。これらの中核症状のため周囲で起こっている現実を正しく認識できなくなります。

本人がもともと持っている性格、環境、人間関係などさまざまな要因がからみ合っ
て、うつ状態や妄想のような精神症状や、日常生活への適応を困難にする行動上の問題が起こってきます。これらを行動・心理症状と呼ぶことがあります。

このほか、認知症にはその原因となる病気によって多少の違いはあるものの、さまざまな身体的な症状も出てきます。とくに血管性認知症の一部では、早い時期から麻痺などの身体症状が合併することもあります。アルツハイマー型認知症でも進行すると歩行が拙くなる人も少なくありません。

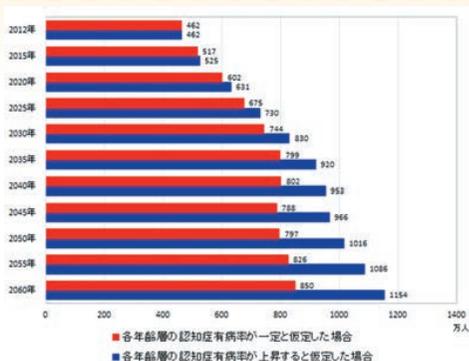


出典：認知症サポーター養成講座標準教材
(特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク
全国キャラバン・メイト連絡協議会)

増加する認知症の高齢者

65歳以上の高齢者のうち、認知症患者は約462万人（2012年）と推計されています。また、2025年には700万人を超え、高齢者の5人に1人は認知症を発症するという推計もあります。

2014年鳥取県調査結果によると、鳥取県では要介護認定を受けている65歳以上の高齢者の約6割にのぼる約2万人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）が、認知症であると考えられています。



認知症高齢者の人口将来推計

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究 総括研究報告書」（研究代表者：二宮利治）、2015年

認知症サポーター



「認知症サポーター」の養成講座を実施しており、養成講座の受講者には「認知症サポーター」の証である「オレンジリング」が配布されます。また、鳥取県では地域の団体・企業等に「認知症サポーターステッカー」を交付しています。

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族をあたたく見守る応援者として「認知症サポーター」の取組みが広がっています。

県や市町村が住民・企業・学校等を対象に、



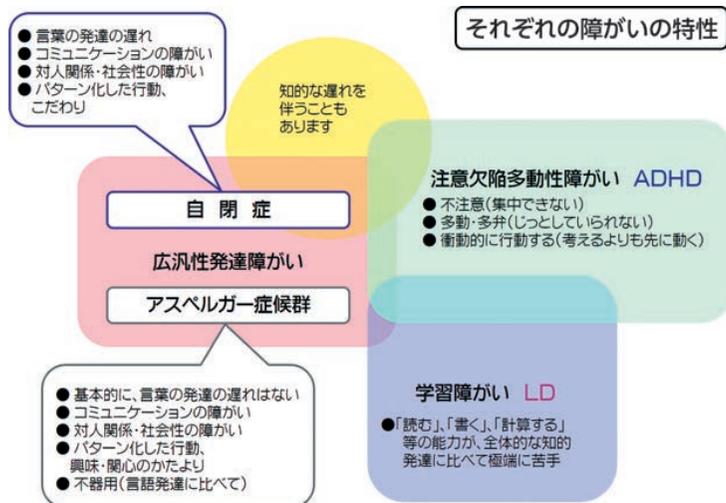
知っておこう！ 発達障がい

発達障がいとは

「発達障がい」は、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障がいの原因はまだ確定されていませんが、生まれつきの脳の働きに何らかの障がい、あるいは障がいというよりも少し変わった特徴や特異性があると考えられています。本人のわがままや、親の育て方・しつけ方などの養育環境が根本的な原因で発達障がいになるのではありません。

また、発達障がいがある人の明らかな数は不明ですが、小・中学校の通常学級に在籍する児童・生徒の約 6.5%（2012 年文部科学省調査結果）に「学習面又は行動面で著しい困難を示す」といわれています。最近では、子どもの時期から引き続いて、大人になっても発達に特異性のある人が多く存在していることが分かってきました。



出典：国立障害者リハビリテーションセンター・「発達障害情報・支援センター」HP <http://www.rehab.go.jp/ddis/> より改編

その人が、図のタイプのうちどれにあたるのか、障がいの種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により診断名が異なることもあります。

「発達障がい」といっても、その状態は一人ひとりで異なります。同じ診断名であっても症状は一人ひとりで違います。まさに十人十色です。また、発達障がいは発達がゆっくりだったり、発達にアンバランスさがあったりしますが、年齢とともに成長していきます。周囲が発達障がいを理解し、適切な支えや応援を行うことで、その人なりの豊かな生活を送る力を発揮することが可能なのです。

世界自閉症啓発デー

毎年4月2日は、国連で定めた「世界自閉症啓発デー」(World Autism Awareness Day)です。この日には、全世界の人々に「自閉症」を理解してもらう取り組みが行われています。日本でも自閉症をはじめとする発達障がいについて、広く啓発する活動やイベントが行われています。

具体的には、毎年、世界自閉症啓発デーの4月2日から8日を「発達障害啓発週間」として、シンポジウムの開催やランドマークのブルーライトアップ等の活動が行われます。そのような取組みを通じて、自閉症をはじめとする発達障がいについての理解を広げ・深め、発達障がいのある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会、つまりソーシャル・インクルージョンの実現が目指されています。



知っておこう！ ICF国際生活機能分類

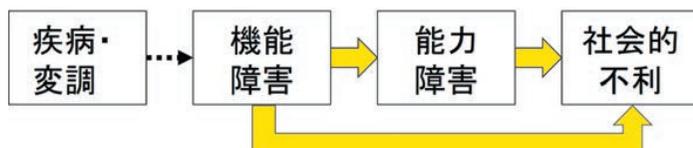
「医学モデル」での障がいのとらえ方

国際的な障がいのとらえ方として、WHO（世界保健機関）が2001年に制定したICF（国際生活機能分類。International Classification of Functioning, Disability and Health）があります。これは、1980年に同じくWHOが制定したICIDH（国際障害分類。International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps）を改訂したものです。

1980年に提案されたICIDHでは、障がいを疾病などに起因した「医学モデル」で考えるものでした。

例えば、脳性麻痺で手足が不自由な場合、街中を車いすで移動する時に生じる困難を「疾病が原因」と考えるかもしれません。疾病により社会的に不利な状況が発生していると理解するかもしれません。

ICIDHでは、障がいを次のようなモデルでとらえました。

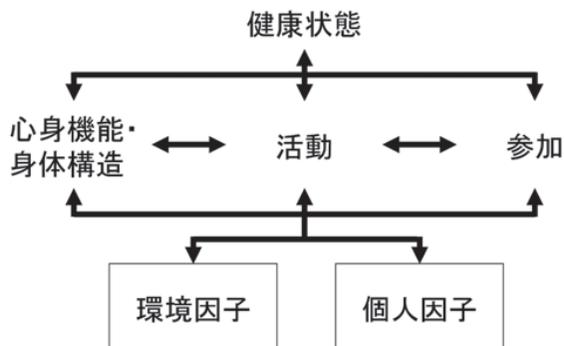


脳性麻痺という「疾病」により手足に生じる不自由さという障がいが「機能障害」です。機能障害により文字を書くことや歩行などの困難が生じる不自由さという障がいが「能力障害」です。能力障害により希望する職業に就けない、または「機能障害」があることだけで不当な扱いを受けたりする障がいが「社会的不利」です。

「社会モデル」での障がいのとらえ方へ

脳性麻痺という「疾病」が原因で手足の不自由さという「機能障害」があったとしても、筆記の代わりにパソコンなどの電子機器を用いたりすることで、文章作成が可能になることがあります。移動においても、車いすが利用できるエレベーターやスロープが社会全体に整備されれば、電動車

いすなどを使うことで自由に外出ができます。つまり、「機能障害」があっても「能力障害」を防ぐことは可能なこともあります。また、障がいのある人の社会参加を社会全体が認め合うことができれば、「機能障害」や「能力障害」による「社会的不利」な状態は生じないでしょう。「医学モデル」で障がいをとらえると「できない」ことに注目してしまい、障がいをマイナスに見ることになります。そこで、障がいをマイナスに見るだけでなく「〇〇があれば、△△ができる」というようなプラスの考え方を様々な角度から取入れたのがICFです。ICFでは、障がいを次のようなモデルでとらえています。



脳性麻痺という「健康状態」から、手足の不自由という「心身機能・身体構造」が生じたとしても、先の例のように執筆や移動などの「活動」ができる「環境」を整えることは可能です。それにより、安心して働くことができたり、「個人」の興味や関心が広がる中で趣味のサークルに加入したりするなど、「参加」の機会を広げることも可能です。ICIDHは「疾病」の結果、「機能障害」「能力障害」「社会的不利」が起こると一方通行的な考え方でしたが、ICFは「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の状態について、「環境因子」「個人因子」が相互に影響し合っていると考えます。

このように、「障がい」を単に個人の問題とする「医学モデル」から、社会（人や環境）との様々な関係から生じるもの（「社会的障壁」ともいえることができます）とする「社会モデル」で理解することが現在は求められています。

本書の活用にあたって ～この本を使ってくださる指導者・先生方へ～

本書でも取り上げましたが、わたしたちが暮らす鳥取県は、福祉に関わる先人の輩出や熱心な福祉活動の取組みなど、実に福祉とのかかわりが多い地域です。鳥取県社会福祉協議会は、長年にわたり「福祉の教育研究協力校」（福祉教育推進校）を中心とした福祉教育の推進に取り組んできましたが、県内での福祉教育の取組みはこれに留まりません。例えば、1953年度から八頭郡社会福祉協議会（当時）が始めた「社会福祉事業普及校」の指定は、全国的にも福祉教育の先駆的な活動の一つとしてとらえられて評価されています。

鳥取県社会福祉協議会は、学校現場での福祉教育実践に活用していただく資料として、『ともに生きる一福祉の心を育てるために一』（1980年）、『福祉教育一実践の手引き一』（1983年）、『ひとが生きている一福祉と私一』（1986年）などを作成しました。その後、「ともに生きる」シリーズとして、次頁で紹介する各学校版や地域版をこの10年間で作成しています。

わたしたちが考えてきた「福祉教育」は、一つの教科や活動に集約してしまうものではなく、学校や地域における教育活動全体で実施するダイナミックなものです。「福祉」の制度を学ぶことがすべてではなく、「福祉の心」をもって考え・行動出来る人を育てるという人間教育が福祉教育の目的であることは本書の「はじめに」でも確認しました。まさにこれは、人格の完成をめざすという教育そのものの目的とも重なり合うことです。

本書は、高等学校で福祉を扱う学科・コースでの活用をまずは想定しています。福祉に関する教科書等ではあまり触れられていない事項を中心に構成を検討しました。授業の導入や生徒の興味・関心を引き付ける契機としてご活用いただければ幸いです。後半の「知っておこう！」は、本文との関連から必要に応じてご利用ください。また、読み手の対象はそれに留めるものではなく、鳥取県のすべての高校生に触れてほしいと願っています。

最後に、2007年より「鳥取県福祉研究学会」が発足し、実践者・行政・研究者が研究交流を行う場が設けられました（事務局：鳥取県社会福祉協議会）。先生方が取組まれた福祉教育の実践についても、積極的に研究発表として応募していただき、研鑽に努めていただければ幸いです。

鳥取県社会福祉協議会福祉教育研究委員会

福祉教育研究委員会委員（50音順）

尾崎真理子	鳥取県人権文化センター 次長兼上席専任研究員
岸本 陽子	鳥取県立岩美高等学校 教諭
國本 真吾	鳥取短期大学幼児教育保育学科 准教授（委員長、執筆）
小谷 次雄	倉吉市成徳公民館 館長
小林 哲子	福祉学習サポーター
中本 直帆	倉吉市社会福祉協議会地域福祉課地域福祉係 主事
日野 育子	大山町社会福祉協議会ボランティアセンター センター長
藤田 充	特定非営利活動法人賀露おやじの会 理事長
山口 京子	鳥取県教育委員会事務局高等学校課 指導主事（副委員長）
若原 正俊	鳥取県福祉保健部長寿社会課地域支え愛推進室 係長

（所属・職名は、2016年3月現在）



発行者
社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会

〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 県立福祉人材研修センター内
TEL 0857-59-6344 FAX 0857-59-6340
URL <http://www.tottori-wel.or.jp/>

2016年3月発行



[写真]

情熱をもった人間が 歴史をつくる

書：十河^{そごう} 信二^{しんじ}
(鳥取県立図書館蔵)

本書で紹介した、鳥取県出身の糸賀一雄は、情熱に満ちた人物であったといわれています。その糸賀が慕い「新幹線の父」と称せられた十河信二(元国鉄総裁)が、糸賀に送った掛軸が左の写真です。

この掛軸は、「糸賀が鳥取に故郷の想いをもっていたことを何らかの形で表したい」「鳥取は進取の気風のあるところだから、高校生くらいの若い人たちの励ましになるようなものを記念に差し上げたい」ということから、1992年に糸賀の妻・房より鳥取県へ寄贈されました。

糸賀は、よく「情熱」という言葉を用い、その身を奮い立たせていました。彼の内側に湧き起こる「情熱」が、今日のわが国の福祉を築いたともいえるでしょう。

情熱に溢れた糸賀の精神を、彼が生まれ育った同じこの地で学ぶあなたに、ぜひ受け継いで欲しいと思います。